

北陸信越運輸局報

第 418 号

平成26年 9月22日 (月 曜日)
(毎月 3回 1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電 話 (025) 285-9000
F A X (025) 285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

公 示 △一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請 1~2ページ
行政処分 △自動車分解整備事業者に対する行政処分 3ページ

○ 公 示

■ 公示第41号

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称 (住所並びに代表者の氏名省略)
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年9月11日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の概要		
			運賃及び料金の種類	現 行	申 請
26旅第9号	株式会社高浜タクシー	石川県石川地区	定額運賃	なし	別紙のとおり

別紙

運行区間	車種区分	定額運賃額 (円)
小松空港～赤住エリア	小型車	23,000
小松空港～赤住エリア	中型車	25,500

小松空港～赤住エリア	特定大型車	36,000
小松空港～高浜エリア	小型車	21,500
小松空港～高浜エリア	中型車	24,000
小松空港～高浜エリア	特定大型車	33,500

■公示第42号

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称（住所並びに代表者の氏名省略）
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年9月18日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

（事案の件名） 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の概要		
			運賃及び料金の種類	現行	申請
26旅第10号	頸城ハイヤー株式会社	新潟県B地区	定額運賃	なし	別紙のとおり
26旅第11号	直江津タクシー株式会社				
26旅第12号	アイエムタクシー株式会社				

別紙

運行区間	車種区分	定額運賃額（円）	障害者割引適用定額運賃（円）
佐渡汽船～上越妙高駅 （直江津港ターミナル）	特定大型車	6,000	5,400
	小型車	4,400	3,960

○ 行政処分

■自動車分解整備事業者に対する行政処分（自動車技術安全部）

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	事業場の名称	処分等の種類	違反行為の概要
	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	
平成26年9月 11日	有限会社水原自動車	有限会社水原自動車	自動車分解整備事業 の取消し	自動車分解整備事業の実態 が無いにもかかわらず廃止 届出を行わなかった。また、 報告徴収指示に従わなかつ た。
	富山県射水市七美78 5番地	富山県射水市本江針山 開字東開20番地の1	道路運送車両法第8 1条第2項 道路運送車両法第1 00条第1項	